

厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部改正について

I 改正の内容

- 社会保険の保険料は、被保険者の報酬月額及び賞与額に基づいて、労働保険の保険料は、労働者の賃金総額に基づいて決定されるが、報酬、賞与又は賃金（以下「報酬等」という。）の全部又は一部が通貨以外のもので支払われる場合には、その現物給与の価額について、厚生労働大臣がその地方の時価によって定めることとされている。

これに基づき、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（平成 24 年厚生労働省告示第 36 号）により、食事で支払われる報酬等の価額が都道府県ごとに定められている。

- 社会保険においては、適用事業所の事業主が、当該適用事業所に使用される被保険者の資格の取得・喪失及び報酬月額・賞与額に関する事項を年金事務所に届け出ることとされていることから、従業員の指揮監督、報酬の支払い等の人事・労務管理が実際に行われている単位を 1 つの適用事業所として取り扱うこととされている。

また、支店等も含めて 1 つの適用事業所とされている事業所にあつては、支店等に勤務する被保険者に係る現物給与について、本社の所在地が属する都道府県の現物給与の価額を適用する取扱いになっている。

現物給与の価額については、本来、生活実態に即した価額になることが望ましいことから、このような支店等における現物給与の価額の適用についても、実際の勤務地が属する都道府県の現物給与の価額を適用するものとするよう、従来の取扱いを改めることとする。

- 労働保険においては、出張所、支所等で、規模が小さく、その上部組織との関連や事務能力からみて独立性がないものについては、その上部組織及び出張所等は 1 つの適用事業所として取り扱われていた。

今般、このような出張所等における現物給与の価額の適用についても、実際の勤務地が属する都道府県の現物給与の価額を適用するものとするよう、新たに取扱いを示すこととする。

- このため、実際の勤務地が属する都道府県の現物給与の価額を適用することが原則となるよう、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」に所要の改正を行う。

<根拠条文>

- ・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 46 条第 1 項
- ・ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 22 条
- ・ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 25 条
- ・ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 2 条第 3 項

II 公布日及び適用日

公布日：平成 25 年 1 月下旬（予定）

適用日：平成 25 年 4 月 1 日（予定）